

寄 附 行 為

第一章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人東京労働者福祉厚生協会という。

(事 務 所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区虎ノ門5丁目11番11号に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、厚生年金保険被保険者の福祉に係る啓発宣伝、社会保険の普及、及び厚生年金保険被保険者の福祉を増進するために必要な施設の建設等を行い、もって労働者及びその家族の生活向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 厚生年金保険被保険者及びその家族の福祉を増進するために必要な啓発宣伝に関する事項
2. 社会保険の普及宣伝に関する事項
3. 厚生年金保険被保険者及びその家族の福祉を増進するために必要な施設の管理及び運営に関する事項
4. 厚生年金保険被保険者に対する施設の建設に係る債権の回収
5. 前各号に定める事業に付随する調査、研究、出版物の発行に関する事項
6. その他この法人の目的達成に必要な事項

第二章 資産及び会計

(資 産 の 構 成)

第5条 この法人の資産は、次の各号をもって構成する。

1. 設立当初寄付された財産目録記載の財産
2. 資産から生ずる収入
3. 寄付金品
4. 事業に伴う収入
5. その他の収入

(資 産 の 種 別)

第6条 この法人の資産を分けて基本財産及び運用財産の二種とする。

2. 基本財産は、設立の際の財産目録中、基本財産の部に記載された財産及び将来、理事会の決議によって基本財産に編入された財産とする。
3. 法人設立後に寄付された財産については、寄付者の意見を尊重しなければならない。
4. 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資 産 の 管 理)

第7条 この法人の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決による。

2. 資産のうち、現金は労働金庫に預け入れるものとする。但し、理事会の承認を

得て日本郵政公社又は確実な金融機関に預け入れ、或いは国債、公社債等安全確実な有価証券にかえて保管することができる。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分することができない。但し、特別の事情がある場合には、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、厚生労働大臣の承認を得てその一部にかぎり処分することができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。但し、第4条第3号に規定する事業を遂行するため、止むを得ない事由のあるときは、理事会及び評議員会の議決を経て、必要な資金を借り入れることができる。

(予算決算)

第10条 この法人の収支予算は、年度開始前に理事会及び評議員会の議決を経て定め、収支決算は、年度終了後2か月以内にその年度末財産目録とともに監事の監査を経て理事会及び評議員会の認定に付さなければならない。

(会計年度)

第11条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第12条 年度末において剰余金を生じた場合は、理事会の同意を得て、基本財産へ繰り入れ又は翌年度に繰越すものとする。

第三章 役職員等

(役員)

第13条 この法人に次の役員を置く。

理 事 長	1 名
副 理 事 長	1 名
常 務 理 事	1 名
理 事	5 名以上 10 名以内(理事長、副理事長及び常務理事である理事を含む)

監 事 3 名

2. 役員は、評議員会が選任する。

3. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員 の 職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、業務を統轄する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。

3. 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を掌理する。

4. 理事は、理事長の定めるところにより、常務理事を補佐し、この法人の業務を執行する。

5. 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

(役員 の 任期)

第15条 理事及び監事の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2. 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3. 役員の任期満了後であっても後任者が就任する迄はその職務を行う。

(評 議 員)

第16条 この法人に評議員を置く。

2. 評議員の定数は、10名以上15名以内とする。

3. 評議員は、この事業に賛同する団体及び学識経験者のうちから理事会の同意を得て理事長が委嘱する。

4. 評議員は、評議員会を組織して、理事、監事を選任し、なお寄付行為に規定した事業の執行に関し、意見を述べることとする。

5. 評議員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

6. 補欠による評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

7. 評議員は、任期満了後も後任者が就任するまでその職務を行う。

(顧 問)

第17条 この法人に顧問5人以内を置くことができる。

2. 顧問は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。

3. 顧問は、事業の重要事項に関し、理事長の諮問に応じ、または理事会に対し技術的、専門的な立場から意見を述べることができる。

4. 顧問の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

(職 員)

第18条 この法人は、職員を雇い入れることができる。

2. 職員は、理事長が任免し、庶務に従事する。

第四章 会 議

(会 議 の 種 別)

第19条 会議は、理事会及び評議員会とする。

(会議の召集及び議長)

第20条 理事会は、理事長が随時これを招集し、理事長はその議長となる。但し、理事の3分の1以上又は評議員会議長若しくは監事から会議の目的たる事項を示して、請求があったときは、理事長は速やかにその会議を招集しなければならない。

2. 評議員会は、少なくとも年2回理事長がこれを招集し、議長は評議員の互選とする。但し、評議員の3分の1以上の請求があったときは、理事長はこれを招集しなければならない。

(定足数、表決及び決議の省略)

第21条 会議は、その会を構成する者の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2. 会議の議事は、出席理事又は評議員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3. やむを得ない事由により会議に出席できないものは、あらかじめ通知された事項について、書面をもって賛否を明らかにし、その会議の構成員に表決権の行使

を委任することができる。この場合においては会議に出席したものとみなす。

4. 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(理事会の議決事項)

第22条 理事会は、この寄附行為に規定してあるものの外、下記の事項を審議する。

1. 年間事業計画及び実施方法の決定
2. 評議員会に付議する事項
3. 諸規則の制定並びに改廃
4. その他、この法人の事業遂行上必要と認めた事項

(評議員会の審議事項)

第23条 評議員会には、この寄附行為に規定してあるものの外、下記の事項を付議しなければならない。

1. 収支予算及び決算
2. 年間事業計画
3. その他理事会より付議された事項

(議 事 録)

第24条 理事長は、理事会及び評議員会の議決について議事録を作成し、評議員会の場合は、議長及び評議員中より選任した2名が署名又は記名押印のうえ、これを保存しなければならない。

第五章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第25条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において各々その全構成員の3分の2以上の同意を得、厚生労働大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第26条 この法人を解散しようとするときは、理事会及び評議員会において、各々その全構成員の3分の2以上の同意を得、厚生労働大臣の認可を得なければ解散することができない。

2. この法人が解散した場合における残余財産の処分については、理事会において、出席理事の3分の2以上の同意を得、かつ厚生労働大臣の認可を得て、本法人の目的に類似の公益事業を行うものに寄付するものとする。

第六章 雑 則

(施行規則の制定)

第27条 この寄附行為施行について必要なことは、理事会及び評議員会の議決を経て、規則でこれを定めることができる。

第七章 付 則

(設立当初の役員)

1. この法人の設立当初の役員は、第 13 条第 2 項の規定にかかわらず、別紙役員名簿の通りとし、その任期は第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、昭和 40 年 3 月 31 日までとする。
2. この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 10 条、第 23 条及び第 24 条の規定にかかわらず、別紙事業計画及び収支予算書の通りとする。

(設立準備費用の負担)

3. この法人の設立準備に要した正当な費用は、全額この法人の負担とする。

(施 行 期 日)

(施 行 期 日)

1. 昭和 39 年 9 月 22 日 新規制定
 2. 昭和 40 年 8 月 21 日 一部変更
 3. 昭和 48 年 11 月 9 日 一部変更
 4. この寄附行為は、この法人設立について厚生労働大臣の許可があった日より施行する。
 5. 昭和 50 年 9 月 26 日 一部改正
 6. 昭和 52 年 10 月 28 日 一部改正
 7. 平成 6 年 4 月 13 日 一部変更
 8. 平成 11 年 7 月 9 日 一部改正
- 理事及び監事に関する経過措置

この寄附行為の施行の際、現に理事として在職する者の任期について、改正後の第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

9. 平成 12 年 9 月 6 日 一部改正
10. 平成 15 年 8 月 22 日 一部改正
11. 平成 16 年 3 月 31 日 一部改正
12. 平成 17 年 5 月 31 日 一部変更
13. 平成 17 年 7 月 1 日 一部変更
14. 平成 18 年 4 月 1 日 一部変更
15. 平成 18 年 7 月 1 日 一部変更
16. 平成 18 年 11 月 27 日 一部変更
17. 平成 21 年 3 月 31 日 一部変更